



平成 21 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社協和コンサルタンツ  
代表者名 代表取締役社長 持山銀次郎  
(コード 9647 JASDAQ)

問合せ先

管理本部 執行役員

総務事務管理室長 山本信孝

電 話 03 - 3376 - 3171

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 2 月 26 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、現行定款第 6 条(株券の発行)、第 7 条(単元株式数および単元未満株券の不発行)、第 8 条(単元未満株式についての権利)、第 11 条(株式取扱規程)及び第 12 条(株主名簿管理人)について、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるとともに、現行定款第 7 条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 2 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 2 月 26 日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は株式に係る株券を発行する。 (单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 — 会社は、单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という)に係る株券を発行しないことができる。 (单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿への記載または記録、実質株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式または新株予約権に関する取扱および手数料は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第6条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第7条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 (单元未満株式の売渡請求)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 13 条 ~ 第 48 条 （条文省略）  （新設）  （新設）    （新設）    （新設）</p>	<p>第 12 条 ~ 第 47 条 （現行どおり）  <u>附則</u>  第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿  管理人の事務取扱場所に備え置き、株券  喪失登録簿への記載または記録に関する  事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会  社においては取扱わない。  第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載ま  たは記録は、法令または定款に定めるも  ののほか、取締役会において定める株式  取扱規程による  第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年  1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

以 上